

公募型プロポーザル方式による業務委託
新町橋通りウォーカブル空間検討業務 募集要項

1 業務の目的

本県では、人口減少や少子高齢化、商店街のシャッター街化などにより低下した地域の活力を向上させるため、徳島市中心市街地にある新町橋通りを「車中心」から「人中心」のウォーカブルな空間へと再構築し、人々が集い憩う「県都のまちづくり」に取り組んでいる。

本業務は、この取組を推進するため、新町橋通りの現状や課題を分析した上で、県民・市民が誇りを持てるシンボルロードとなるよう、幅広い意見やアイデアを収集し、多様な関係者との協働を踏まえ、長期的視点に立った新町橋通り全体のコンセプト（以下「全体コンセプト」という。）をとりまとめるものである。さらに、先行整備する新町地区においては、多様なプレイヤーのアイデアを基に、空間レイアウトを含む具体的な景観デザインを作成することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

新町橋通りウォーカブル空間検討業務

(2) 業務箇所

新町橋通線（徳島駅前～阿波おどり会館前）

(3) 業務内容

別紙「新町橋通りウォーカブル空間検討業務仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月25日（木）まで

(5) 提案上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

提案額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。

3 参加資格要件

応募者は、次の(1)から(20)に掲げる全ての要件を満たす単独企業、又は複数の企業による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

なお、共同企業体を構成して応募する場合は、次の条件を全て満たすこと。

- ・構成員の数は任意とし、構成員の中から代表構成員を定めること。
- ・共同企業体協定書（様式4）を締結すること。
- ・参加表明書の提出以降における構成員の変更は行わないこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザルの公告日から契約締結の日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止となっていない者であること。

- (3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (4) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者で、県の入札参加資格に係る再審査を受けている者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 手形又は小切手の不渡り等により、銀行取引が停止されていない者であること。
- (8) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の命令がなされた者でないこと。
- (9) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けている者でないこと。
- (10) 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所閉鎖命令を受けている者でないこと。
- (11) 最近1年間に於いて法人税、法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (12) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (13) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。
- (14) 特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (15) 令和8・9年度の徳島県一般競争入札参加資格業者名簿【測量・建設コンサルタント等業者】（以下「参加資格業者名簿」という。）に登載されている者であること、又は参加表明時には参加資格業者名簿に登載されていないが、入札参加資格審査申請を提出し、契約締結日までに参加資格業者名簿に登載が可能となる者であること。
- (16) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注した同種・類似業務であつて、平成23年4月

1日から本プロポーザルの公告日までに完成し、引き渡しが完了した業務について、元請として履行実績を有する者であること。なお、受注形態については単独企業であるか共同企業体であるかを問わないが、共同企業体の場合は、代表構成員が当該履行実績を有する者であること。ここでいう、同種・類似業務とは、地域住民等との合意形成を図りながら実施した、以下のいずれかに該当する業務を指す。

【同種業務】

道路空間再編を主とした「未来ビジョン検討」又は「景観デザイン検討」に関する業務

【類似業務】

公共空間における「未来ビジョン検討」又は「景観デザイン検討」に関する業務（同種業務を除く）

- (17) 応募者である共同企業体の構成員のいずれも、他の応募者でなく、又は他の応募者である共同企業体の構成員でないこと。
- (18) 一定の資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していない者であること。詳細については、別紙「一定の資本関係又は人的関係のある者同士の入札参加制限についての取扱いについて」を参照すること。なお、本要項中及び同別紙中において「入札」とあるのは「応募」と読み替えるものとする。
- (19) 配置予定技術者として、管理技術者及び照査技術者を各1名、担当技術者を1名以上配置できる者であること。また、管理技術者及び照査技術者については、単独企業で参加する場合は自社の社員、共同企業体で参加する場合は代表構成員の社員であること。なお、管理技術者は担当技術者を兼務することができるが、照査技術者は管理技術者及び担当技術者を兼務することはできない。
- (20) 配置予定技術者は、参加表明書の提出日以前に応募者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置できること。

4 スケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールの概要は以下のとおり。

また、スケジュールは、状況により変更する場合がある。

内 容	日 程・期 限 等
公告及び募集要項等の公表	令和8年7月14日（火）
質問書の提出期限	令和8年7月21日（火）正午まで
質問書に対する回答の公表	令和8年7月22日（水）
参加表明書及び 技術提案書（一次審査書類）等の提出期限	令和8年7月29日（水）午後5時まで
参加資格確認結果通知及び 一次審査選定結果通知	令和8年8月5日（水）
技術提案書（二次審査書類）の提出期限	令和8年8月25日（火）午後5時まで
選定委員会（プレゼンテーション）	令和8年8月28日（金）午後
選定結果通知	令和8年9月上旬予定

契約締結	令和8年9月上旬～中旬予定
------	---------------

5 質問及び回答

(1) 質問の受付期間

公告日から令和8年7月21日（火）正午まで（必着）

(2) 質問の提出先

「15 担当窓口」あてに提出すること。

(3) 質問の提出方法

ア 質問書（様式5）に必要事項を記入のうえ、電子メール（Excel データ形式）により提出すること。なお、送信後は必ず電話により受信確認を行うこと。

イ 電子メールの件名は、「新町橋通りウォークブル空間検討業務__質問書」と明記すること。

(4) 質問の回答方法

質問書に対する回答は、令和8年7月22日（水）までに徳島県ホームページに掲載する。

6 参加表明書等の提出

(1) 受付期間

公告日から令和8年7月29日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

「15 担当窓口」あてに提出すること。

(3) 提出方法

郵便又は信書便（いずれも配達の記録が残る方法に限る。）により提出すること。

(4) 提出書類

番号	提出書類名	様式	内容に関する留意事項等
1	参加表明書	様式1	
2	企業の業務実績書	様式2	・記載内容を証する書類（TECRIS の完了登録業務カルテ、契約書、仕様書等の該当部分の写し等）を提出すること。
3	配置予定技術者一覧表	様式3-1	
4	配置予定技術者調書	様式3-2	・記載内容を証する書類（資格証の写し等）を提出すること。
5	配置予定管理技術者の業務実績書	様式3-3	・記載内容を証する書類（TECRIS の完了登録業務カルテ、契約書、仕様書等の該当部分の写し等）を提出すること。
6	共同企業体協定書の写し	様式4	・共同企業体を構成する場合は提出すること。 ・共同企業体を結成したことを誓約する届出書（任意様式）等を提出することも可とするが、その場合にお

			いては、令和8年8月3日（月）までに共同企業体協定書の写しを提出すること。
7	参考見積書	様式7	・見積金額には、業務に必要となる経費を全て計上すること。 ・消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

(5) 提出形式

上記(4)に従って作成した提出書類について、以下の形式で提出すること。

- ・番号1～4、6、7の提出書類：紙媒体 1部
- ・番号5の提出書類：紙媒体 7部

※記載内容を証する書類（番号2、4、5に付随するもの）の提出部数は、すべて1部とする。

(6) その他

所定の様式及び上記(4)の「内容に関する留意事項等」を遵守すること。

7 技術提案書（一次審査書類）の提出

(1) 受付期間

公告日から令和8年7月29日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

「15 担当窓口」あてに提出すること。

(3) 提出方法

郵便又は信書便（いずれも配達記録が残る方法に限る。）により提出すること。

(4) 提出書類

ア 下表に掲げる書類を提出すること。

イ 提出書類に記載する文字サイズは、11ポイント以上とすること。なお、図表中の文字サイズは11ポイント未満でも可とするが、技術提案書原本で審査することを考慮して、読みやすい大きさとすること。

番号	提出書類名	様式	内容に関する留意事項等
1	技術提案書表紙	様式8	
2	業務実施方針、実施体制、工程計画	任意	・A4判（片面）2枚又はA3判（片面）1枚以内とする。 ・実施体制には、協力会社等を含めることができる。 ・工程計画は実施手順及び工程表を必ず記載すること。

(5) 提出形式

上記(4)に従って作成した提出書類について、以下の形式で提出すること。

- ・番号1の提出書類：紙媒体 1部

・ 番号2の提出書類：紙媒体 7部

※番号2の書類がA4判2枚となる場合は、必ず1部ごとにクリップで留めること

(6) その他

所定の様式及び上記(4)の「内容に関する留意事項等」を遵守すること。

8 参加資格の確認結果及び一次審査の選定結果の通知

(1) 通知方法

参加資格の確認結果及び一次審査の選定結果は、令和8年8月5日(水)までに、担当窓口から電子メールにて通知する。なお、通知先は「参加表明書」に記載された担当者連絡先のメールアドレス宛てとする。

(2) 確認結果及び選定結果の理由に関する説明の請求

ア 参加資格確認結果の理由に関する説明の請求

(ア) 参加資格を有していない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和8年8月12日(水)午後5時までに、「15 担当窓口」宛てにその旨を記載した説明請求書(任意様式)を電子メールにて提出すること。なお、送信後は必ず電話にて受信確認を行うこと。

(イ) 電子メールの件名は、「新町橋通りウォークブル空間検討業務__説明請求書」と明記すること。

(ウ) 説明を求めた者に対し、説明請求書の受付日から7日以内に、担当窓口から電子メールにて通知する。なお、通知先は「参加表明書」に記載された担当者連絡先のメールアドレス宛てとする。

イ 一次審査の非選定理由に関する説明の請求

「10 審査及び選定」の(4)に記載のとおりとする。

(3) 通知が届かない場合の対応

令和8年8月5日(水)までに通知が届かない場合は、令和8年8月6日(木)までに「15 担当窓口」へ電話にて問い合わせること。

9 技術提案書(二次審査書類)の提出

参加資格確認結果通知において、参加資格を有する旨の通知を受けた者は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 受付期間

令和8年8月25日(火)午後5時まで(必着)

(2) 提出先

「15 担当窓口」あてに提出すること。

(3) 提出方法

郵便又は信書便(いずれも配達記録が残る方法に限る。)により提出すること。

(4) 提案を求めるテーマ

テーマ１：全体コンセプトの検討における県民・市民の理解と賛同を得るためのプロセス
と具体的な手法について

テーマ２：「全体コンセプトとの調和」と「地元住民・利用者との共創」を実現する、新町地区の
景観デザイン手法について

(5) 提出書類

下表に掲げる書類を提出すること。

番号	提出書類名	様式	内容に関する留意事項等
1	テーマ１及び２ に対する技術提 案	任意	・Microsoft PowerPoint 形式（.pptx）で作成すること。なお、提案内容を補足するための動画の埋め込みを可とする。 ・提案資料の枚数等は、別途定める説明時間内に説明が可能な範囲とする。なお、プレゼンテーション審査において、使用しない参考資料等については、評価の対象外とする。

(6) 提出形式

上記(5)に従って作成した提出書類について、以下の形式で提出すること。

・番号１の提出書類：電子データ（CD-R：２枚）

※提出書類名で、Microsoft PowerPoint 形式（.pptx）のデータとして保存し、提出すること。

また、CD-R の盤面には、必ず「業者名等」を記載すること。

(7) 受理確認通知

二次審査書類の提出物の受理確認は、令和８年８月２６日（水）正午までに、担当窓口から電話（参加表明書に記載された担当者連絡先の電話番号宛て）により通知する。確実に電話を受けられるよう準備すること。

(8) その他

- ・技術提案書の体裁や形式等について不備があった場合、「１４ その他留意事項」の（7）に掲げる「無効」要件に該当し、原則として審査対象から除外されるので、十分注意すること。
- ・様式集の留意事項を遵守すること。

１０ 審査及び選定

(1) 選定委員会の設置

ア 優先交渉権者の審査・選定を行うため、外部の学識経験者等を含む「新町橋通りウォークブル空間検討業務」に係る選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

イ 選定委員会は非公開とする。

(2) 審査方法

ア 審査の構成

- (ア) 審査は、一次審査による書面審査（以下「一次審査」という。）及び二次審査によるプレゼンテーション審査（以下「二次審査」という。）の二段階方式とする。
- (イ) 一次審査の評価点は二次審査に持ち越し、合算した総合評価点とする。

イ 審査の手順

(ア) 一次審査

一次審査では、選定委員会による「書面審査」を以下のとおり実施する。

- a 「(3) 審査基準」に基づき、参加資格を有する応募者から提出された技術提案書等を評価する。
- b 参加資格を有する応募者が6者以上の場合は、一次審査評価点の高い順に最大5者程度を二次審査参加者として選定する。
- c 参加資格を有する応募者が5者以下の場合は、全ての応募者を二次審査参加者として選定する。

(イ) 二次審査

二次審査では、選定委員会による「プレゼンテーション審査」を実施する。

特に優れた提案をした1者を優先交渉権者として選定し、次いで評価の高い順に次点以降の交渉権者（第2順位、第3順位等）を選定する。

a プレゼンテーション審査

- (a) 提案内容等に関する確認や補足説明を受けることを目的として、対面形式によるプレゼンテーション審査を実施する。
- (b) 徳島県内に設置された審査会場において実施する。なお、プレゼンテーションの時間及び場所は別途通知する。
- (c) 二次審査参加者から事前に提出された技術提案書等を用いて行うものとし、当日の差し替えや資料の追加は認めない。
- (d) 技術提案書以外のプレゼンテーション資料の使用は認めない。
- (e) 審査にあたり、技術提案書をプロジェクターによりスクリーンへ投影する。
- (f) プレゼンテーションの発表者は、二次審査参加者（共同企業体の場合はその構成員）に所属する者とし、3名以内とする。なお、パソコン等の機器操作を行う者も人数に含む。また、本業務の配置予定管理技術者は、原則として出席すること。
- (g) プレゼンテーション審査は、1者あたりの説明時間を10分間とする。なお、説明の対象は、技術提案に関する事項に限るものとする。
- (h) プレゼンテーション審査の質疑応答時間は、最大15分間とする。また、質疑応答においては、技術提案内容のほか、配置予定管理技術者の実績等についても確認を行うものとする。
- (i) 二次審査参加者が1者の場合であっても、本審査を実施するものとする。
- (j) 「(3) 審査基準」に基づき、各選定委員がプレゼンテーション内容について個別

に評価する。

(k) 二次審査参加者は、他の二次審査参加者のプレゼンテーション審査を傍聴することとはできない。

(1) 本審査は非公開とする。

b 審議・選定

(a) 「(3) 審査基準」に基づき、総合評価点を算出する。

(b) 総合評価点が最も高い二次審査参加者を優先交渉権者として選定し、次いで評価の高い順に次点以降の交渉権者（第2順位、第3順位等）を選定する。

(c) 総合評価点が同点となる二次審査参加者が複数ある場合は、次の順に比較して上位者を決定する。

①技術提案の評価点が高い者

②配置予定技術者の資格・実績の評価点が高い者

③見積額の低い者

④上記①から③が全て同じ場合は、選定委員会において協議のうえ、順位を決定する。

(d) 総合評価点が満点の6割を下回る二次審査参加者は、優先交渉権者又は次点交渉権者等として選定しない。

c 選定結果の通知・公表

選定の結果は、二次審査参加者に書面で通知するとともに、優先交渉権者の名称を徳島県ホームページにて公表する。

(3) 審査基準

ア 評価項目

審査における評価項目は、別紙「評価基準」のとおりとする。

イ 評価点

(ア) 一次審査

別紙「評価基準」に基づき、各選定委員が評価点を算出する。

各選定委員の一次審査における評価点を合算して一次審査評価点を算出する。

(イ) 二次審査

別紙「評価基準」に基づき、各選定委員が評価点を算出する。

各選定委員の二次審査における評価点を合算した二次審査評価点と一次審査評価点を合計したものを総合評価点とする。

(4) 一次審査及び二次審査における非選定理由に関する説明の請求

二次審査参加者又は優先交渉権者に選定されなかった者は、次のとおり、その理由について説明を求めることができる。

ア 説明請求書の提出期限

一次審査選定結果の通知日又は優先交渉権者の決定日から7日以内とする。

イ 提出先

「15 担当窓口」宛てに提出すること。

ウ 提出方法

(ア) 説明請求書（任意様式）を電子メールにて提出すること。

(イ) 送信後は必ず電話にて受信確認を行うこと。

エ 回答

説明を求めた者に対し、説明請求書の受付日から7日以内に担当窓口から電子メールにて通知する。なお、通知先は「参加表明書」に記載された担当者連絡先のメールアドレス宛てとする。

1.1 参加表明書提出後の辞退

参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式6）を「15 担当窓口」へ提出すること。

なお、郵便又は信書便（いずれも配達記録が残る方法に限る。）により提出すること。

1.2 契約の締結

- (1) 優先交渉権者の決定後、県は、同者が「3 参加資格要件」に示す資格を満たしていることを確認する。
- (2) (1)の資格を満たしていることが確認できた後、県は優先交渉権者と契約内容及び仕様等について協議を行う。合意に至ったときは、仕様書に基づき見積書を徴収し、その見積額が「2 業務概要」の(5)に定める提案上限額を超えない範囲内で、随意契約の方法により契約を締結する。
- (3) 優先交渉権者と合意に至らなかった場合、または優先交渉権者が辞退した場合等においては、その選定を取り消すとともに、次点交渉権者と契約締結に関する協議を実施する。

1.3 契約保証金

契約保証金は、免除する。

1.4 その他留意事項

(1) 費用負担

参加表明書及び技術提案書等の作成並びに提出に要する全ての費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

ア 応募者から提出された書類等は返却しない。

イ 技術提案書に含まれる著作権、特許権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負うものとする。

ウ 参加表明書及び技術提案書等は、本手続以外において応募者に無断で使用しない。ただし、公平性、透明性及び客観性を確保するためには必要があるときは、公表することがある。

エ 書類提出後の変更、差替え又は再提出は原則として認めない。

(3) 徳島県からの提示資料の取扱い

県が本業務に関して提供する資料は、本業務への提案に係る検討以外の目的で使用しないこと。

(4) 複数提案の禁止

提案は、1 者につき 1 件のみとする。

(5) 使用言語及び通貨

本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び金額の単位は日本国通貨及び円とする。

(6) 失格要件

以下に掲げるいずれかに該当する場合は、その応募者を失格とする。

ア 参考見積価格が「2 業務概要」の(5)で示す提案上限額を超過している場合

イ 優先交渉権者決定後に、配置予定技術者を配置できなくなった場合（ただし、同等の資格・実績を有する者に変更し、県が認めた場合はこの限りでない）

(7) 無効要件

以下に掲げるいずれかに該当する場合は、その応募者を無効とする。

ア 参加資格要件を満たさない場合

イ 提出書類に関して、次のいずれかに該当する場合

(ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

(イ) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(エ) 虚偽の記載がある場合

ウ その他、選定委員会が不適格と認めた場合

(8) 技術提案の履行

提出された技術提案は、原則として、同等以上の内容で履行することが求められるため、十分に検討の上、記載すること。

1 5 担当窓口

徳島県 県土整備部 都市計画課 まちづくり室 まちづくり担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

E-mail : toshikeikakuka@pref.tokushima.lg.jp

TEL : 088-621-2564

1 6 参考資料

○徳島駅周辺まちづくり計画

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/smph/shisei/machi_keikaku/townplanning/ekisyuhen_matidukuri/index.html

○徳島市中心市街地活性化基本計画

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/machi_keikaku/townplanning/chushin_kasseika/csk.html

○徳島市景観計画

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/smph/shisei/machi_keikaku/townplanning/keikan_keisei/keikankeikaku.html

○眉山未来プロジェクトについて

<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/smph/shisetsu/park/bizanmirai/bizanmirai-project.html>

○県都 とくしま まちづくり グランドデザインイメージ

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kendozukuri/toshikeikaku/7235449/>

○県都とくしまウォーカブル推進会議

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/kenseisogo/shingikai/chijibukyoku/7306270/>

○新町橋通りウォーカブル社会実験

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kendozukuri/toshikeikaku/7307970/>

○新町橋通りにぎわいづくりワークショップ（ウォーカブル）

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kendozukuri/toshikeikaku/7307114/>

○ひょうたん島川の駅ネットワーク推進事業

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/smph/shisei/machi_keikaku/townplanning/hyoutan_jimanetwork/index.html

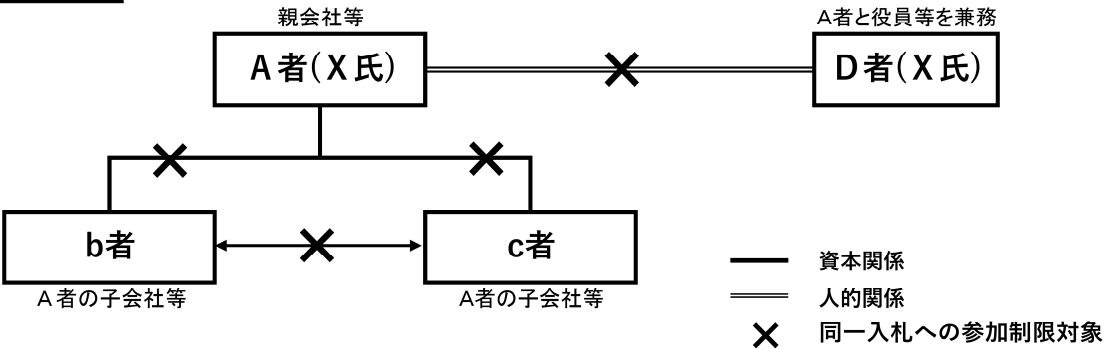
○徳島市市街地再開発事業

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/smph/shisei/machi_keikaku/townplanning/city_keikaku/tochi_toshi/shigaichikaihatsu/saikaihatsu.html

(別紙)

一定の資本関係又は人的関係のある者同士
の入札参加制限についての取扱いについて

関係図



詳細関係図

資本関係			人的関係
親会社等と子会社等 ※「等」= 組合(JVを含む)	親会社等を同じくする 子会社等同士	同一の者に経営を 支配される会社等同士	役員又は管財人を兼任
「経営を支配」とは		JVの構成員同士が各基準に該当 (代表社かどうかに関わらず)	
①議決権の50%超を自己(子会社等を含む。以下同じ)の計算で所有※1 ②議決権の40%以上を自己の計算で所有して、次のア～エいずれかに該当 ア 自己所有等議決権数の割合※2が50%超 イ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人※3 ウ 重要な財務・事業の方針を毛呈する契約等が存在 エ 負債総額に占める自己が行う融資(債務保証等を含む。)※4の割合が50%超 ③自己所有等議決権割合が50%超(自己の計算分がゼロの場合を含む。) ※1 更生会社、民事姿勢中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。 ※2 自己所有等議決権の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己(自然人に限る。)の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。 ※3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。 ※4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資額を含む。		・親会社等と子会社等 ・親会社等を同じくする子会社等同士 ・同一の者に経営を支配される会社等同士 ・役員又は管財人を兼任 ・組合とその構成員	